

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 2 月 4 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑨ 大田区及び独立行政法人都市再生機構が、羽田空港跡地地区において、羽田空港の航空ネットワークを通じた多様な来訪者の交流、医療等先端産業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の施設に係る都市基盤を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 19～21 のとおり決定又は変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業 別紙 19
- ・東京都市計画道路区画街路大田区画街路第 4・5・6 号線 別紙 20
- ・東京都市計画公園第 3・3・1 2 4 号羽田空港公園 別紙 21

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

- ② 社会福祉法人あすみ福祉会が東京都立祖師谷公園（東京都世田谷区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】